

令和6年11月14日

令和6年第11回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和6年11月14日 9時30分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 小林 増次	2 番 片山 剛	3 番 松宮 榮昭
4 番 隅 ふじ江	5 番 藤中 京子	6 番 小川 栄太郎
7 番 上尾 家隆	8 番 藤本 哲	9 番 中尾 正浩
10 番 黒崎 友美	11 番 塚田 由美子	12 番 原田 孝親
13 番 林 聖文	14 番 藤村 浩司	15 番 刀祢明 薫
16 番 森川 稔己	18 番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

17 番 清弘 進

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 後 詳子
由宇支所 河村 弘志	周東支所 弘中 勝
周東支所 沖田 史典	美和支所 宮本 伝
錦支所 藤高 朝代	事務局 木村 吉秀

5 会長は、午前9時30分、委員総数17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

13 番 林 聖文 16 番 森川 稔己

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について
- 3 農地所有適格法人報告書の提出について
- 4 現況証明について

8 議 事
事 務 局

開会に先立ち、本日は市議会一般質問がございますので佐伯局長は欠席です。

また、お手を取りますが、議案に差し替えがございます。議案第40号5条許可3件を記載の6ページをお手元に配付の議案に差し替えをお願いいたします。面倒をおかけし、申し訳ありません。

議 長

それでは、ただ今より令和6年第12回農業委員会総会を開催いたします。本日は、委員総数18名のうち17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、17番清弘進委員と1番小林増次委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議案に移ります。「議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

1 番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田及び畑。現況、畑。

面積は1,816㎡他1筆、合計3,398㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の松宮委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明をいたします。この場所は南河内出張所より南に約500mの所にあります。

譲渡人は現在、遠方に住んでおられ、維持管理が難しく、耕作不能のため手渡すことにされました。

譲受人は現在、農業を手広くやっておられ、農業拡大のため購入されることになりました。大型機械を所有しておられ、現在も手広く経営をされておられます。

現在、畑■■■■の所に建物が建っておりますが、不法建築で令和6年度中に倉庫を取り崩すとの制約書が出ております。取り崩した後は、果樹などを植えられるそうです。周辺農地には何も問題はありません。

10月24日に現地調査に行っております。3条許可は相当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より議案説明してください。

事務局

2番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は622 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第9番

それでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所 奏より北北東へ約300mの所に位置しております。

譲渡人は高齢となり、もはや耕作できないので譲り渡すことにしたということです。

譲受人は申請地が実家に隣接していることから、経営規模を拡大するために購入する事にしたということです。畑地3,567 m²の耕作証明が提出されており、小型トラクターと草刈り機を所有しているということです。

10月30日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より議案説明してください。

事務局

3番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は102 m²他1筆、合計416 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。では担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第15番

それでは説明をいたします。この場所は玖珂支所 奏より東に約570mのところにあります。

譲渡人は高齢になり、農地の管理が難しくなり、相続予定であった息子さんが死亡され、当地を管理する者がいないため、譲り渡す事にされました。

譲受人は現在、庭先の空きスペースで家庭菜園をされておりますが、規模を拡大したいと考えておられたところ。農地売買の話があったため、その話に乗って購入をされました。作付け予定はたまねぎ、じゃがいも、大根等、露地野菜を栽培される予定です。主に自家消費のためであります。農機具は揃えられておられ、周辺農地への関係はありません。地域の役割分担もありません。計画書の提出もあり、問題ありません。3条許可相当と思われます。

なお11月5日に現地調査に行っております。皆様のご審議よろしくお

事務局

4番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、畑。面積は121㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の林委員、追加説明をお願いします。

第13番

周東総合支所より西に4.38kmの場所になります。

10月25日、支所担当と調査協議をいたしました。国道2号線に隣接している現況、畑です。

譲渡人は遠隔地に居住し、耕作困難のため血縁関係がある譲受人に渡すものであります。管理もしてあり、3条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より議案説明してください。

事務局

5番錦地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は470㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第4番

それでは追加説明をいたします。認定地は錦総合支所から北西へ約400mの場所に位置している農用区域外の農地です。

譲渡人は父名義の農地を相続しましたが、農業経験がなく耕作を放棄していましたが、荒廃した状況で忍なく思っていたため、耕作してくれる方を探していたところ、近所に住んでいる譲受人が茶畑として管理、収穫されてのことで、譲渡の話がまとまりました。

現地では、無許可の農業用倉庫が建っていましたが、老朽化しており、譲受人が取得後、解体する旨の確約書が提出済みです。

10月29日に支所局担当者と共に調査項目に従い、現地調査をいたしました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番美和地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに畑。

面積は1,452㎡他2筆、合計2,241㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしております。では担当の上尾委員、追加説明をお願いします。

第7番

申請地は美和総合支所から東北東に約6km。栗園で譲渡人は相続で受けたものの、広島県安佐南区に住んでおり、管理できないため処分したいと思っていました。

隣接の土地の所有者である譲受人に話をしたところ、栗園としてお互いに利用したいこともあり、一体利用により栗の栽培地を増やし、経営規模を拡大しようとしていた譲受人と話が整い、今回売買となったものです。

申請地は10月7日に事務局員と共に調査項目と照らし合わせて、現地調査を行いました。栗の木が植えられて、草枯れがしてあったものの、栗の枝は上に伸びており、枝のカットバックなど、良い栗を育てるために施工が今後は必要と受けられました。譲受人はJAに勤務されており、栗の知識、農業経験は十分で、いずれの項目も問題となることはなく、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

続いて、「議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

1番・2番・3番は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、3件について、一括審議としたいと思います。それでは、1番・2番・3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

1番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は台帳、現況ともに田。面積は1,233㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、被害防除計画書も添付されております。

2番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,770 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。

3 番岩国地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は390 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

それでは追加説明をいたします。申請地は通津出張所から西へ2.64 kmと北西へ約500mの場所に位置しております農地です。

譲渡人は遠隔地に居住し、農地を管理できなくなっていたところ、転用の申し入れを受け、譲り渡すことにしたものであります。

譲受人はいずれの議案も太陽光発電であります。

10月30日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。資金計画書、事業計画書、被害防除計画の確認をいたしましたが、周辺農地への影響もなく、5条許可は適用と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

なお、議案の37号2番であります。一部に小さな倉庫が建っておりますが、これは撤去をするということであり。以上よろしく願いをいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番・2番・3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、4番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

4 番由宇地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、田。現況、荒廃。面積は189 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は自己用住宅の購入です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは説明をいたします。申請地は由宇総合支所より南東へ約 600m の場所に位置する農振農用地区域外の第 3 種農地です。

譲渡人は相続により取得をいたしましたが、当該申請地を持て余していたところ、譲受人からの申し出を受け、売却することとしたものです。

一方、譲受人は 1 人住まいという条件に合った物件であったため、今回譲渡人との売買となる運びとなりました。当該申請地には、譲渡人の前所有者が平成 7 年頃に建物を建っており、無断転用であったことが判明いたし、今回始末書も提出されております。

譲渡人は今後、現在の建物を増築することも考えていないため、延べ床面積が変わることはありません。また、譲受人は今後 2 階で生活をし、自己用住宅として使用いたします。なお、当該土地西側部分は家庭菜園として利用していくとのことです。

10 月 23 日に事務局支所担当者と共に現地調査を行いました。5 条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございせんか。

(異議なし)

異議がありませんので、4 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、5 番を事務局より議案説明してください。

事 務 局

5 番玖珂地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに畑。面積は 987 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は太陽光発電設備の設置です。

農地区分は都市計画法で用途区域に指定された第 3 種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。担当の藤村委員、追加説明をお願いしま。す。

第 1 4 番

それでは追加説明いたします。申請地は玖珂支所 奏より北東へ 514m のところに位置してあります。

譲受人は申請地に再生可能エネルギーである太陽光の発電施設を設置して、申請地の有効な土地利用を図りたいということです。

譲渡人は申請地を長年耕作しておらず、後継者や担い手もなく、維持管理も困難となってきたために譲り渡すことにしたということです。

10 月 30 日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見等ございせんか。

(異議なし)

異議がありませんので、5 番を許可することとして、山口県農業会議の

常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、6番を事務局より議案説明してください。

事務局

6番周東地区

権利の種類は所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は978㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は資材置き場及び駐車場の設置です。

農地区分は第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。農地転用の確実性については、資金計画書、事業計画書が添付され、また被害防除計画書も添付されております。では担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明します。申請地は周東総合支所から南南東に約1.6kmに位置します。

譲受人は建設業を営んでおり、資材置き場が手狭となってきたため、資材置き場と駐車場として自宅の隣接地である申請地を譲渡人に求めたものです。

譲渡人は相続により取得したもの、高齢でもあり、耕作できないことから要望に答えることとしたものです。申請地は現在、不作付地となっております。

10月28日、支所担当者と調査項目に従い現地調査をしましたが、雨水は自然流下で西側の道路の側溝としています。

周辺農地の影響はないものと判断し、5条申請は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長

ただいまの説明について、何かご意見等ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より報告してください。

事務局

1番岩国地区

土地の所在、地番は記載のとおり。地目は台帳、畑及び田。現況、休耕。

面積は94㎡他1筆、合計609㎡です。届出人は記載のとおり。

転用目的は宅地造成です。農地区分は市街化区域です。

他1件、合計2件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議長

報告第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による通知について、事務局より報告してください。

事務局

この報告は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から、農用地利用集積等促進計画の許可申請がなされ、県において認可された旨の通知があったことから、報告するものです。

1 番岩国地区

権利の設定を受ける土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は台帳、現況ともに田。面積は1,966 m²です。

権利の種類は、賃借権の設定です。

権利の設定を受ける者は記載のとおり。

利用目的は田で、契約期間は、5年7か月です。

他3件、合計4件について通知がありました。

議長

報告第3号農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より報告してください。

事務局

1 番由宇地区

報告年月日は令和6年9月28日。法人の住所、名称は記載のとおり。

事業年度は7月1日から6月30日。法人形態は農事組合法人です。

事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは要件を満たしております。

他2件、合計3件の提出がありました。

議長

報告第4号現況証明につきましてはご高覧ください。

以上で農地法関係の報告事項を終わります。

その他伝達事項はありますか。

事務局

利用権設定についてのご説明の方をさせていただきます。資料につきましては、お手元にある左上にクリップで止めてあるもので、2枚目、3枚目が大きい紙で申請書と記入例が入っている3枚綴りのものになります。こちらの資料についてご説明させていただきます。

今回対象となるのは令和7年4月1日開始の利用権が設定されるものです。依頼文の要件等欄をごらんください。対象となる農地は市街化区域を除く全地域内の農地、設定する権利の種類は賃貸借権又は使用貸借権、利用権の設定期間は10年以内で終期は3月31日、賃借料は貸し手と借り手の話し合いによって決定。物納も可能。としております。

続きまして裏面のスケジュール表をごらんください。市報の11月15日号に、利用権設定についての記事を掲載しております。また、今回更新を迎えられる方、令和7年3月31日に従前の利用権設定期間の満了する方に対し、通知書を郵送し更新手続きのご連絡をしております。

申出書の受付を11月20日から開始し、締切りを来年1月20日とし、3月の総会でご審議の上決定いただき、4月1日開始の利用権が設定されるという流れになります。申出書の様式と記入例を添付しておりますので、農家の方からのご相談があれば申出書の記入方法等についてご指導

をお願いいたします。

また、農家の方が委員さんのご自宅等に申出書を持参された場合は、お手数ですが、事務局本庁又は各支所までお届けいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点、また申出書の様式と記入例が別途必要な場合は事務局の本庁又は支所までご連絡ください。以上よろしくお願い申し上げます。

議 長

利用権設定の件につきまして、何かご質問等ございませんか。

その他、委員の皆さんから何かございませんか。それでは次回の総会についてご報告、説明させていただきます。

次回定例総会は、12月6日の金曜日、午後3時から岩国市民文化会館の第一研修室を予定しております。繰り返します、今回は12月6日の金曜日の午後3時から当会場を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして総会の方を終了いたします。

次回総会について

令和6年12月6日 金曜日 午後3時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長

梅川仁樹

署名委員

村 聡 文

署名委員

森川 聡 己